

ホテル木下 宿泊約款

効力発生日：2025年4月1日

第1条 (適用範囲)

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
 - 宿泊者名。
 - 宿泊日及び到着予定時刻。
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - その他当ホテルが必要と認める事項。
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払い頂きます。
- 前項の宿泊料金を同項の定めにより 宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条 (施設における感染防止対策への協力の求め)

- 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。但し、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のために優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力であるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 都道府県条例等の規定する場合に該当するとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当ホテルは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。

第7条 (当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。但し、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (2) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
 - (3) 第5条(3)から(10)までに該当したとき。
 - (4) 寝室での寝たばこ、消防施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則に従わないとき。
 - (5) この約款に応じて頂けないと判断した場合。

第8条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先。
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号。
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項。

第9条 (客室の使用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。宿泊プラン等により別途、時間が定められたものに関してはそちらに順ずるものとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日、客室清掃時間を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条 (利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めたホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

第11条 (営業時間)

1. 当ホテル内の各種施設等の営業時間は、館内備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。
2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせいたします。

第12条 (料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際、又は当ホテルが請求したとき、日本円、宿泊券、クレジットカード又は当ホテルが承認する決済手段を用いる方法により、フロント又は当ホテルが指定する場所及び方法において行って頂きます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 (当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、それらが当ホテルの責めに帰すべき事由によるべきものでないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊者のチェックインのときに始まり、宿泊者がチェックアウトするために客室をあけたときに終わります。
3. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊客の被った損害が填補されない場合があります。

第14条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当ホテルが宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊契約は失効するものとします。但し、当ホテルは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の定めに関わらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額を補償料として宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 (寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルに連絡があり、これを了承したときに限り、保管するものといたします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合 3 ヶ月間保管いたします。但し、お飲み物、食品、新聞、雑誌、傘、その他当ホテルが廃棄されたと判断したものは翌日処分いたします。
3. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。(遺失物法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠)
4. 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、その滅失、毀損等の損害が生じても、当ホテルは責任を負いません。

第17条 (大浴場利用時の手荷物の管理)

1. 大浴場を利用される場合には、貴重品(現金を含む。以下、本条において同じ。)及びルームキーは、必ずフロントにお預け頂くものとします。
2. フロントにお預けになった物品の取扱いは、第15条1項の規定に従うものとします。
3. 貴重品及びルームキーを脱衣籠に入れたまま入浴する等、第1項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことによって生じた損害について、当ホテルは責任を負いません。但し、当ホテルの責めに帰すべき事由のあるときは、それが故意又は重過失である場合を除き、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

第18条 (駐車場の責任)

1. 宿泊客が当ホテルの契約駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当ホテル契約駐車場の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第19条 (宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は、当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。

第20条 (客室の清掃)

1. 宿泊客が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、宿泊プラン等による対応を除き、原則として初回4日目、以降3日おきに清掃を行わせて頂きます。
2. 宿泊客から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3泊ごとに1回、客室の清掃を行わせて頂くものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

第21条 (通信についての免責事項)

1. 当ホテル内で端末からの通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。端末からの通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、端末通信のご利用に当社が不適切と判断した行

為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

第22条 (個人情報取り扱い)

1. 当ホテルに対する監査・調査のため、当ホテル管理の委託又は賃貸している者に対し、宿泊カードに記載された宿泊客の個人情報を提供する場合があります。宿泊客はかかる個人情報の提供に同意します。

第23条 (宿泊契約の終了)

1. 天災地変その他当ホテルの責任のない理由により、当ホテルの全部又は一部が消滅又は破損して使用が不可能になった場合、宿泊契約は当然に終了します。

第24条 (宿泊約款の日本語表記優先)

1. 宿泊約款が複数の言語で作成されている場合に、各宿泊約款での記載に不一致、相違、矛盾その他の齟齬があるときは、日本語表記の宿泊約款の記載内容が優先するものとします。

第25条 (宿泊約款の有効性)

1. 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

第26条 (宿泊約款の変更)

1. 宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、宿泊者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

第27条 (宿泊約款の効力発生)

1. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容が公式ホームページで公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

第28条 (準拠法及び裁判管轄について)

1. 宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以下余白

別表1 宿泊料金の算定方法（第12条（料金の支払い）関係）

宿泊客が 支払うべき 総額	内 訳	
	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金 追加料金	飲食料金及びその他の利用料金
	税金	消費税等、法令により規定される諸税

（注）

1. 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金によります。
2. 客室定員数を超えて宿泊できるのは、小学生以下の方に限ります。但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。
3. ご利用の際は、次に掲げる料金を申し受けます。
 - (1) 小学生以上 大人料金と同額
 - (2) 未就学児 無料

別表2 違約金（第6条（宿泊客の契約解除権）2項関係）

契約申込み 室数	契約解除の通知を受けた日				
	連絡なし 不泊	当日	前日	3日前	30日前
9室以下	100%	100%	20%	—	—
10室以上	100%	100%	80%	50%	—
20室以上	100%	100%	100%	80%	50%

（注）

1. %は、基本宿泊料金及び付帯料金に含まれる他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分の合計額に対する違約金の比率です。なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。
2. 宿泊室数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された室数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。

以下余白